

日本子宮鏡研究会 定款

第1章 総則

第1条 名称

本会は、日本子宮鏡研究会と称する。

英語では、Japan Society of Hysteroscopy (JSH) と表記する。

第2条 事務所

本会は、主たる事務所を東京大学に置く。また事務局業務を外部委託することができる。

第2章 目的及び事業

第3条 目的及び事業

本会は、子宮鏡領域に関する研究と臨床の進歩と発展を図り、子宮鏡の普及と研鑽を図り、実地臨床に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 毎年1回以上の学術講演会開催および教育セミナー
- 2) 機関誌及びその他必要な出版物の刊行
- 3) 子宮鏡に関する教育・指導の確立
- 4) 全国の関連学会、研究会、地方会等との連絡および連携
- 5) 会員の技術認定
- 6) 会員の教育研修
- 7) その他本会の目的に必要な調査・研究・知識普及など事業

第3章 会員

第5条 資格

本会に会員を置く。本会の会員は、この法人の目的に賛同し、理事会によって承認された医師、メディカルスタッフ、個人及び団体とする。

第6条 入会

本会に入会しようとする者は、別に定める入会規定に従い、所定の手続きを経て、理事会の承認を得なければならない。

2. 再入会の場合も同様とする。

第7条 入会金及び会費

会員は別に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。尚、賛助会員は別に定める賛助会費を支払うものとする。

2. 会費は別に定めるところにより免除することができる。

3. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

4. 再入会に際しては、入会金及び会費に加えて、退会、資格喪失（除名を含む）前の未納分の年会費を併せて納入するものとする。

第8条 会員の権利

会員は以下の権利を有する。

- 1) 本会が主催する学術講演会・教育セミナーに参加すること。
- 2) 本会が主催する学術講演会で演題を発表すること。
- 3) 本会が発行する機関誌に学術論文を投稿すること。
- 4) 本会が発行する機関誌の頒布を受けること。
- 5) 本会の総会に出席すること
- 6) 本会の決算報告書を閲覧することができること。

第9条 会員の称号

本会に功労のあった者には、理事会の決議に基づいて、名誉会員、功労会員ならびに特別顧問に推薦されることがある。その資格は別に定める。

第10条 会員の資格喪失

会員は以下の事由によって、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- 3) 除名されたとき
- 4) 第7条の会費支払い義務を2年以上翌事業年度末前日までに履行しなかったとき
- 5) 休会中であるとき

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、会費納入を含む未履行の義務は2)の場合を除き、これを免れることはできない

第11条 退会

会員は、別に定める退会届を、理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。2. 会員が退会しようとする場合は、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

3. 会員が退会しようとする場合は、未納の会費は完納しなければならない。

4. 退会した元会員が再入会を希望する場合は、再入会申請書を提出し、理事会で審査を行う。再入会を認めないときは、理由を付した書面もしくは電子メールにて、本人にその旨を通知しなければならない。

第12条 会員の除名

会員が次のいずれかに該当するときは、除名することができる。

- 1) この会則、その他の規則に違反したとき。
- 2) 本会の名誉を著しく毀損した場合、または目的に反する行為をしたとき。

2. 理事会において除名を決議する前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3. 除名された元会員が再入会を希望する場合は、事務局に再入会の申請意志と始末書および別に定める書類を提出した上で、理事会での審議・議決をおこなう。再入会を認めないときは、理由を付した書面もしくは電子メールにて、本人にその旨を通知しなければならない。

第4章 役員、評議員

第13条 役員

本会の運営のために次の役員をおく。代表理事、常務理事、理事、顧問、代表幹事、幹事、委員、および監事。

2. 理事は本会の運営にあたる。理事となる者は、本会の目的に沿った臨床と研究実績を有する者とし、新理事は、役員のおすすめにより理事会の承諾をもって選任する。

3. 理事中、若干名を常務理事とする。代表理事は常務理事および理事の互選とし、常務理事から選ばれる。

4. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の時までとし、別に定める条件を満たせば再任を妨げない。

5. 代表幹事、幹事と委員は理事を助け本会の運営にあたる。代表幹事、幹事および委員となる者は、本会の目的に沿った臨床と研究実績を有する者とし、新幹事および新委員は、役員のおすすめにより理事会の承諾をもって選任する。

6. 常務理事の中から、庶務・COI担当、会計担当、学術・学会賞選考担当、教育担当、編集担当、広報渉外担当、技術認定制度担当、技術認定資格審査担当、将来計画担当を選出する。

7. 会計監査のため監事若干名を選出する。監事は代表理事が指名し、理事会の承認を得る。

8. 顧問は理事の推薦により理事会の承認を得る。顧問は理事会に参加し本会の運営について助言することができる。今後顧問となる者の任期は5年とし、任期終了後、名誉会員となる。

第12条 役員の報酬

各役員は無報酬でその職務にあたる。

第13条 役員の任期

役員は任期は、以下のごとく定める。

- 1) 代表理事と常務理事は2年とし、再任を妨げない。
- 2) 理事、代表幹事、幹事と委員は2年とし、再任を妨げない。
- 3) 顧問と監事は2年とし、再任を妨げない。
- 4) 役員は任期満了後であっても、後任者が決定するまではその職務を行わなければならない。

第5章 会議

第14条 会議の名称

本会議は、常務理事会、理事会、学術講演会とする。

2. 常務理事会は代表理事が必要と認めたときに招集し、本会の運営に関し、理事会での協議事項の案件を作成する。

3. 理事会は年1回以上代表理事が招集し議長となる。次の事項を協議し決定する。年次学術集会の開催に関する事項、本会則の変更、本会会員に関する事項、会の運営に関する事項、機関誌発行に関する事項、本会の目的に必要な調査・研究・知識普及などの事業に関する事項、その他、本会の目的に必要なと認められた事項。

第15条 会議の成立

各会議は、出席対象者の過半数をもって成立する。

2. 会議に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって議決権を行使し、または他の役員を代理人として議決権を行使できる。

第16条 会議の議決

各会議の議決は出席対象者の過半数をもって成立する。

2. 可否同数の場合は議長の決するところによる。

第17条 会議への出席者

下記会議の出席者は以下とする。

常務理事会は常務理事および代表幹事とする。

2. 理事会は代表理事、常務理事、代表幹事、幹事、顧問、監事、並びに代表理事が必要と認めた者とする。

第6章 学術講演会・優秀演題賞

第18条 学術講演会

本会は学術講演会を年1回または、必要と認めた時に開催する。

2. 学術講演会の運営は、理事会の議を経て代表理事が任命した学術講演会長が裁量する。

第19条 優秀演題賞

一般演題の中から最も優れた演題を最優秀演題賞として表彰する。選考方法は学会賞選考委員会が決定する。

2. 最優秀演題賞は、一般演題の中から候補として選ばれた優秀演題賞候補の中から、当日のプレゼンテーションにより決定する。

3. 最優秀演題賞演者の次点以降で卒後10年以内の優秀演題賞候補の演者がいた場合、次点の1名を若手優秀演題賞として表彰する。

第7章 資産および会計

第20条 基本資産

本会の資産は、次のとおりとする。

- 1) 基本金、学術講演会参加費、寄付金
- 2) その他の収入
- 3) 本会の運営経費は上記をもって充てる。

第21条 会計年度

本会の会計年度は9月1日に始まり、翌年8月31日に終わるものとする。

第22条 会計監査

本会の毎会計年度収支決算は、その年度終了後、監査を受け、理事会の承認を付すものとする。

第8章

第23条 会則の変更

会則の変更は理事会の議決を得なければならない。

第9章

第24条 補則

本会則施行に必要な細則は別に定める。

附則

1. 本会則は平成 30 年 1 月 20 日より施行する。
2. 機関誌の編集は機関誌担当がこれにあたり、発行に関する規約は別に定める。
3. この定款に定めのない事項については、別途理事会で決定する。

2017 年 11 月 7 日 本会設立

2023 年 7 月 18 日 一部改定